問い合わせ

★ 実地指導の際は両面コピーにより提出してください

該当

中山北岩	※市で記入					
美地指導日 	令和	年	月	日()	午前 • 午後

令和5年度(2023年度)版 指定障害福祉サービス事業者 自主点検表 【共生型短期入所】

種 別

A71-				1 755					
事業所の)形態		指定短期入所生活介護事業者等が行う共生型短期入所						
※該当にOを入れて ください			指定小規模多機能型	指定小規模多機能型事業者等が行う共生型短期入所					
事業所	事業i	所番号				指定年月 年	月月	日	
	名	称							
	所	在地	-						
	連	絡 先	(電話)	(FAX)					
	管	理者							
	名	称							
事業者 (法人)		表 者 • 氏名							
	所	在地	※上記事業所と異なる場合に記入 一						
記入(担当 職名・氏									
記入者連絡先 ※上記事業所と		── ※上記事業所と	と異なる場合に記入	記入年月日	令和	和年	月	B	
	,				•				
		大津市福							

【メール】otsu1439@city.otsu.lg.jp

【電 話】077-528-2912 【FAX】077-523-1330

【点検表の見方】

- 各項目は、原則として条例・省令・報酬告示の条文に沿った形式で作成しています。
- 各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。
- O 根拠法令については、条例、省令では前の方に規定されている条文が準用されています。それらは、引用されている該当条文のみ記載しています。

≪根拠法令の略称≫

略称	名称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(障
	害者総合支援法)
条例	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福
	祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大津市
	条例第7号)
省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー
	ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平18年厚生労働省令第171号)
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー
	ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日・障発第
	1206001 号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知)
報酬 告 示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー
	ビス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
	(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号)
留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー
	ビス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実
	施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号)

◆ 基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
1	(1) 利用者の人格尊重	□いる	条例第3条第2項
一般原則	利用者の <u>意思及び人格を尊重</u> して、常に当該利用者の立場に立	□いない	省令第3条第2項
	ったサービスの提供に努めていますか。		
	(2) 虐待防止等の措置	□いる	条例第3条第3項
	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備	□いない	省令第3条第3項
	を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じ		
	ていますか。		
	取り組んでいるものにチェックしてください。		
	□① 虐待防止委員会の設置		
	□② 虐待防止や人権意識を高めるための研修		
	□③ 職員が障害特性に応じた支援が出来るような知識や 技術を獲得するための研修		
	「Xime を受付するためががら □④ 虐待防止のチェックリストを活用した各職員による定		
	期的な自己点検(セルフチェック)		
	□⑤ 「倫理綱領」「行動指針」等の制定と職員への周知		
	□⑥「虐待防止マニュアル」の作成と職員への周知		
	□⑦「権利侵害防止の掲示物」の職員の見やすい場所への掲示		
	□⑧ 支援上の悩み等を職員が相談できる体制の整備		
	□⑨ 利用者等に対する苦情解決制度等の活用の周知		
	□⑩ その他()		
	// + 17 7/		
	│ │ │ 《参照》 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平)	戎 23 年法律第	; 79 号)
	・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き		
	(H30.6 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部) ・障害者(児)施設における虐待の防止について		
	(H17, 10, 20 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)		
2	利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入	□いる	条例第 100 条準用
- 基本方針	浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的	□いない	省令第114条準用
	に行っていますか。		

◆ 人員に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
3 共生型事業	(1)指定短期入所生活介護事業者等	□該当 □非該当	条例第111条の2 省令第125条の2
天王 子の設備・ 人員基準	① 居室の面積 指定短期入所生活介護事業所等(指定短期入所生活介護事業 所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所)の居室の面積 を、指定短期入所生活介護等(指定短期入所生活介護又は指 定介護予防短期入所生活介護)の利用者の数と共生型短期入 所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65 平方メー トル以上となっているか。	□いる □いない <解釈: 共生型: と指定: 事業者:	触 第六の5(1)> 豆期入所の管理者 豆期入所生活介護 等の管理者を兼務 には差し支えない。
	② 従業者の員数 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定 短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護 等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び 共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合にお ける当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる 数以上となっているか。 ※直近の勤務実績を記載し、勤務表を添付してください。 年月分利用者合計数 人 従業者:必要数 人に対し配置数		<解釈通知第六の5(1)> <解釈通知第六の5(1)> 所護事業開入所生活 介護事業設場としたすでは足りるいでは 当該設備に一ビスはではは 共生、に同じることを 持たしまるととを はたいれは ででれる問 にしているとのには でれる問
	③ 技術的支援 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供す るため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技 術的支援を受けていますか。	□いる	切る壁、家具、カーテ ンやパーティション等 の仕切りは不要。
	(2)指定小規模多機能型居宅介護事業者等	□該当 □非該当	条例第111条の3 省令第125条の3
	① 居室の面積 指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定小規模多機能型 居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所)に個室以 外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を 宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で 除して得た面積が、おおむね 7.43 平方メートル以上であるこ と。	□いる □いない	
	② 従業者の員数 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ※直近の勤務実績を記載し、勤務表を添付してください。 年月分利用者合計数 人 従業者:必要数 人に対し配置数	□いる □いない	
	③ 技術的支援 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供する ため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術 的支援を受けていますか。	□いる □いない	

◆ 人員に関する基準

項目	9 ^{る基準} 点検のポイント	点検	根拠
4	専らその職務に従事する管理者を置いていますか。	□いる	条例第 53 条準用
管理者	<u>等の</u> との最初に促事する管理者を置いていますが。 ※ 管理上支障がない場合はこの限りでない。	□いない	省令第51条準用
	〈解釈通知 第四の1(7)〉 〇 管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとするが、次の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職種を兼ねることができる。 ① 当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 ② 当該事業所以外の他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス提供責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる場合		
5	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知	□いる	労働基準法第15条
労働条件	書を交付していますか。	□いない	労働基準法施行規則
の明示等	受労働契約において、法で求めているのは下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働契約の期間 ②就業の場所・従事する業務の内容 ③始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等 ④賃金 ⑤退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑥期間の定めのある契約を更新する場合の基準 など		第5条
6	(1) 従業者等の秘密保持の義務	□いない	条例第38条第1項
従業者等の 秘密保持	従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。	□いる	準用 省令第 36 条第 1 項 準用
	<解釈通知 第三の3(24)> 〇 従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたもの		
		□いる	条例第 38 条第 2 項
	従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務	□いない	準用
	上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、 必要な措置を講じていますか。		省令第 36 条第 2 項 準用
	〈解釈通知 第三の3(24)〉 〇 従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたもの 〇 具体的には、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするもの		
	☞ 在職中と併せて、退職後における秘密保持義務を誓約書などに 明記することが必要となります。		
		l	

項目	自主点検のポイント			根拠
7 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関す □いる る運営規程を定めていますか。 □いない			条例第 109 条準用 省令第 123 条準用
	☞ 運営規程に法令等で定める記載事項が定められているか、事業所の現況や運営実態、重要事項説明書や利用契約書、パンフレット等の記載と合っているか、点検してください。☞ 運営規程の記載事項を変更した場合は市(障害福祉課)に届出が必要です。			
	運営規程に定めるべき重要事項	ゴータイン (1) (4) (4) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		
	①事業の目的及び運営の方針			
	②従業者の職種、員数及び職務の内容			
	③利用定員	3		
	④サービスの内容並びに利用者から受領する費用 の種類及びその額	・空床利用型事業 短期入所事業所 は、利用定員は 所の事業の専		
	⑤サービス利用に当たっての留意事項	ッド数と同数と 9	とすること。	
	⑥緊急時等における対応方法	・虐待防止の、身	具体的な措	
	⑦非常災害対策	置を定めているか。		
	⑧事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場 合には当該障害の種類	1 虐待の防止に関する責任者の設置、 2 成年後見制度の利用支援		
	⑨虐待の防止のための措置に関する事項	3 苦情解決体制の整備、		
	⑩その他運営に関する重要事項 (苦情解決体制、事故発生時の対応等) ※地域生活支援拠点等である場合はその旨を記載 し必要な機能のうち満たす機能を明記すること。	4 従業者に対する虐待防 止啓発のための研修の 実施 5 虐待防止委員会の設置等に 関すること 等		
	☞ 従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非要しません。また、員数は定数ではなく、「○名以る基準を下回らない範囲で変動することがある。」。	上」、「大津市条例で	定め	

項目	点検のポイント	点検	根拠
8 内容及び 手続の説明 及び同意	(1) 重要事項の説明 支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用申 込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申 込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用 申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項※を記し た文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、サービスの提 供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。 〈解釈通知 第三の3(1)〉 〇 あらかじめ利用申込者に対し、事業所を選択するために 必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を 受けることについて同意を得なければならない ・ 運営規程の概要 ・ 従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情解決の体制 等 ⑤ 利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされて います。ついては、重要事項説明書は2部作成し、説明者の職氏 名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名 押印等を受け、1部は利用者に交付、1部は事業所で保管してく ださい。 ⑥ 重要事項説明書の記名押印と、契約書の記名押印が一緒となっ ている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容 等を理解して事業所を選択するために、利用申込の際に(契約前 に)説明する書類で、利用契約書とは異なりますので、それぞれ 記名押印が必要です。	□いる□いない	条例第 11 条第 1 項 準用 省令第 9 条第 1 項 準用
	(2) 利用契約 社会福祉法第77条の規定(利用契約の成立時の書面の交付) に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。 〈解釈通知 第三の3(1)〉 〇 利用者との間で契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、 ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④サービスの提供開始年月日 ⑤サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 『 利用契約書の契約当事者は事業所(管理者)ではなく事業者(法人・人代表者)です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載し、表者印を押印してください。(※契約権限を内規・委任状等により委任ている場合を除く) 『 利用契約書は2部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印し、1章を利用者に交付し、1部は事業所が保管してください。 『 契約日、契約の終期が空欄である、又は自動更新規定を設けていないめ契約期間が終了してしまっている、などの指摘例があります。	代 し 部	条例第11条第2項準用 省令第9条第2項 準用

項目	らる基準 点検のポイント	点検	根拠
	100000000000000000000000000000000000000		
9 提供拒否の	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	□いない □いる	条例第 13 条準用 省令第 11 条準用
禁止	〈解釈通知 第三の3(3)〉 ○ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおり ① 事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である		
	場合 ③ 当該事業所の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合		
10 連絡調整に 対する協力	サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。	□いる □いない	条例第 14 条準用 省令第 12 条準用
1 1 サービス 提供困難時 の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	□いる □いない	条例第 15 条準用 省令第 13 条準用
12 受給資格の 確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。	□いる □いない	条例第 16 条準用 省令第 14 条準用
13 介護等給付 費の支給の 申請に係る	(1) 支給決定を受けていない者 支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合、そ の者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われ るよう必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	条例第 17 条第 1 項 準用 省令第 15 条第 1 項 準用
援助	(2) 利用継続のための援助 支給決定に通常要する期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	条例第 17 条第 2 項 準用 省令第 15 条第 2 項 準用
14 心身の状況 等の把握	サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	□いる □いない	条例第 18 条準用 省令第 16 条準用
15 指定障害福 祉サービス 事業者等と の連携等	(1) サービス提供時の関係機関等との連携 サービスの提供に当たり、市町村、他の障害福祉サービス事業 者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努 めていますか。	□いる □いない	条例第 19 条第 1 項 準用 省令第 17 条第 1 項 準用
VV建挤守	(2) サービス提供終了に伴う関係機関等との連携 サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して 適切な援助を行うとともに、上記(1)の関係機関・事業者との 密接な連携に努めていますか。	□いる □いない	条例第 19 条第 2 項 準用 省令第 17 条第 2 項 準用

	する基準		
項目	点検のポイント	点検	根拠
16 サービスの 提供の記録	(1) サービス提供の記録 サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要 な事項を、サービスの <u>提供の都度記録していますか</u> 。	□いる □いない	条例第 21 条第 1 項 準用 省令第 19 条第 1 項 準用
	〈解釈通知 第三の3(9)①〉 ○ 利用者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたもの。 『利用者の出欠状況、勤務した職員、活動内容、連絡事項等の活動状況の概要を、「業務日誌」や「作業日誌」として営業日の都度、漏れなく記録に残してください。		4710
	(2) サービス提供の確認 上記(1)のサービスの提供の記録に際しては、利用者からサ ービスを提供したことについて確認を受けていますか。	□いる □いない	条例第 21 条第 2 項 準用 省令第 19 条第 2 項 準用
	<解釈通知 第三の3(9)②> 〇 サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る 適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なけれ ばならないこととしたもの。		
	□ サービス提供実績記録表に、日々利用の都度、利用者自らが押 印・サイン等の方法により利用確認をしてください。 □ 併せて、出欠簿、タイムカード、支援記録簿、連絡帳などを活 用し、利用確認ができるよう工夫してください。		
17 指定短期入 所の開始及	(1) 介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を 受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所 を提供していますか。	□いる □いない	条例第 104 条第 1 項 準用 省令第 118 条第 1 項 準用
び終了	<解釈通知 第六の4(1)①> 〇 短期入所は、いたずらに長期間利用することがないよう、客観的な利用者の生活状況等を踏まえ、より適切な入所期間とすること。		
	(2)他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所	□いる □いない	条例第 104 条第 2 項 準用 省令第 118 条第 2 項
	の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サ ービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めてい ますか。		準用
	<解釈通知 第六の4(1)②> ○ 利用者が指定短期入所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所事業者は、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならないこととしたものである。		

	りる基準	_E+A	+ □+hn
項目	点検のポイント	点検	根拠
18 入退所の記 録の記載等	(1)入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所 又は退所の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を、 支給決定障害者等の受給者証に記載していますか。	□いる □いない	条例第 105 条第 1 項準用 省令第 119 条第 1 項準用
	〈解釈通知 第六の4(2)①> ○ 支給量管理の観点から、利用者の入退所の都度、受給者証にが 年月日等の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載すること。	退所	
	(2) 自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供 を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該 支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部 分の写しを市町村に提出していますか。	□いる □いない	条例第 105 条第 2 項準用 省令第 119 条第 2 項準用
	〈解釈通知 第六の4(2)②〉 〇 自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る量に達した場合は、当該利用者に係る受給者証の指定短期入所のに係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされが、これは利用者の支給量管理のために定められたものであり、給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。	D提供 uた	
19 支給決定 障害者等に 求めること のできる 会様の支払	(1) 利用者負担額以外の金銭の支払の範囲 利用者負担額以外に支給決定障害者等から金銭の支払を求める 場合、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであ って、支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに 限られていますか。	□いる □いない	条例第22条第1項 準用 省令第20条第1項 準用
金銭の支払の範囲等	(2) 金銭の支払に係る支給決定障害者等への説明 金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決 定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面で明らかに し、支給決定障害者等に対して説明を行い、同意を得ていますか。 ※ 次の21(1)~(3)に掲げる支払はこの限りでない。	□いる □いない	条例第22条第2項 準用 省令第20条第2項 準用
20 利用者負担 額等の受領	(1) 利用者負担額の受領 サービスを提供したときは、支給決定障害者から、利用者負担 額の支払を受けていますか。	□いる □いない	条例第 106 条第 1 項準用 省令第 120 条第 1 項準用
	〈解釈通知 第三の3(11)①〉> ○ 法定代理受領サービスとして提供される指定短期入所についての利用者負担額として、法29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けなければならない。なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。		
	(2) 法定代理受領を行わない場合 法定代理受領を行わないサービスを提供したときは、支給決定 障害者から指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けてい ますか。	□いる □いない □該当なし	条例第 106 条第 2 項準用 省令第 120 条第 2 項準用
	〈解釈通知 第三の3(11)(2)〉> ○ 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該指定短期入所につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該短期入所に要した費用(法第29条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該短期入所に要した費用の額)の支払を受けるものとしたものである。		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
20	(3) その他受領が可能な費用	□いる	条例第 106 条第 3
利用者負担	上記(1)(2)の支払いを受ける額のほか、提供される便宜に	□いない	項準用 少今第120条第2
額等の受領	要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から	□該当なし	省令第 120 条第 3 項準用
(続き)	受けていますか。		2773
	① 食事の提供に要する費用② 光熱水費③ 日用品費④ サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの		
	≪参照≫ 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 (H18. 12. 6 障発第 1206002 号厚生労働省通知)		
	 ○ 給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目る費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められずの内訳が明らかにされる必要がある。 ○ 「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」(「その他の目費」)の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意はればならない。 ○ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程でれなければならない。 ○ その他の日常生活費の具体的な範囲ア利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものとは、一般的に利用者の目に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の等)であって、利用者の希望を確認したうえで提供されるものをいう。して、こうした物品を事業者がすべての利用者に対して一律に提供し、すべ用者のその費用を画一的に徴収することは認められない。 イ 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事は施設が提供する場合に係る費用「教養娯楽費として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事におり料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての利用者に一付される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備料等)について、「その他の日常生活費」として聴取することは認められて、対理を関係を表していて、「その他の日常生活費」として聴取することは認められて、利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る(送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算のえる場合に限る。) 	は、 常を 定 業 常日たて 業 焼きに飽な費 共費 生得 め 者 生用がの 者 設材提使い用益用 活な ら 又 活品っ利 又 が 供用。用 が は の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
	(4)(3)の①及び②に掲げる費用については、平成18年厚生労働 省告示第545号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の 提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところ によるものとなっていますか。	□いる □いない	条例第 106 条第 4 項準用 省令第 120 条第 4 項準用
	(5) 領収証の交付 上記(1)から(3)までに係る費用の額の支払を受けた場合 に、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障 害者に対し、交付していますか。	□いる □いない	条例第106条第5 項準用 省令第120条第5 項準用
	(6) 支給決定障害者等の同意 上記(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得ていますか。	□いる □いない	条例第 106 条第 6 項準用 省令第 120 条第 6 項準用

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
2 1	利用者負担額に係る管理	□いる	条例第 24 条準用
利用者負担	事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該障害者等が	□いない	省令第22条準用
額に係る	同一の月に当該事業者が提供するサービス、及び他の障害福祉サ		
管理	一ビス等を受けたときは、当該サービス及び他のサービス等に係		
馬塔	ー こへ等を受けたことは、当該サービへ及び他のサービへ等に除る利用者負担額合計額を算定していますか。		
	この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告すると		
	ともに、当該支給決定障害者等及び他のサービス提供事業者等に		
	通知していますか。		
2 2	(1) 利用者への通知	□いる	条例第 25 条第 1 項
介護給付費	法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合	□いない	準用
の額に係る	は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護		省令第23条第1項
通知等	給付費の額を通知していますか。		準用
	☞ 通知は給付費の支給日以降に発出してください。 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		
	☞ 通知には、通知日、サービス利用月(必要に応じて利用の内訳)、 給付費の支給日・給付額などを記載します。		
	和刊貞の文和日・和刊銀はこを記載しまり。		
	(2)サービス提供証明書の交付	□いる	条例第 25 条第 2 項
	法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場	□いない	準用
	合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認め		省令第23条第2項
	られる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に		準用
	対して交付していますか。		
2 3	(1)サービスの提供への配慮	□いる	条例第 107 条第 1 項
サービス	事業者は、利用者の心身その他の状況及びその置かれている環	□いない	準用 省令第 121 条第 1 項
の取扱方針	境に応じ適切に提供されていますか。		11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	(2)サービス提供に当たっての説明	□いる	条例第 107 条第 2 項
	従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、 ・	□いない	準用
	利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等につ		省令第 121 条第 2 項
	いて、理解しやすいように説明を行っていますか。		準用
	<解釈通知 第六の4(4)>		
	〇 サービスの提供方法等とは、内容や利用期間内の行事及		
	び日課等も含むもの。		
	/ O 〉 共 - ピュ の所のET/TT 7 パーキ		久间体 107 夕年 0 元
	(3)サービスの質の評価及び改善	口いる	条例第 107 条第 3 項 準用
	事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその 改善を図っていますか。	□いない	华州 省令第 121 条第 3 項
	改善を図っていますが。 評価実施日: 年 月 日		準用
	<解釈通知 第四の3(6)②>		
	〇 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うこと		
	者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する。	する事業者と	して
	の質の改善を図らねばならないとしたもの。		
2 4	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握	□いる	条例第63条準用
相談及び	に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとと	□いない	省令第60条準用
援助	もに、必要な助言その他の援助を行っていますか。		
	<解釈通知 第四の3(9)>		
	〇 常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、利	漬極的にサー	·ビス
	を利用する利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするも	の。	

項目	9 の 本年 自主点検のポイント	点検	根拠
25 サービスの	(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な	□いる □いない	条例第 108 条第 1 項 準用
提供	技術をもって行っていますか。 < 解釈通知 第六の3(5)①> ○ 利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起こらないようにするとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援すること。また、同一法人の複数の指定短期入所事業所において、同一利用者へ短期入所が提供される場合、その利用者の状態や意向等を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所が繰り返されることは望ましくない。なお、サービスの実施にあたっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。		省令第 122 条第 1 項 準用
	(2) 適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしていますか。 <解釈通知 第六の3(5)②> ○ 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。 なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。	□いる □いない	条例第 108 条第 2 項 準用 省令第 122 条第 2 項 準用
	(3) 利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定 短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいま せんか。	□いない □いる	条例第 108 条第 3 項 準用 省令第 122 条第 3 項 準用
	(4) 支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して 食事の提供を行っていますか。	□いる □いない	条例第 108 条第 4 項 準用 省令第 122 条第 4 項 準用
	(5) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を 考慮したものとするとともに、適切な時間に提供していますか。	□いる □いない	条例第 108 条第 5 項 省令第 122 条第 5 項 準用
	〈解釈通知 第六の3(5)③〉○ 食事の提供 ア 栄養管理等 食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであること から、指定短期入所事業所が食事の提供を行う場合について は、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適 切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による 栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行う ものとする。 (I) 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するととも に、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したもの であること。 (Ⅲ) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うと ともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 (Ⅲ) 適切な衛生管理が行われていること。 イ 外部委託との関係 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支え ないが、指定短期入所事業者は、受託事業者に対し、利用者 の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期 的に調整を行わなければならない。		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
26	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病	□いる	条例第30条準用
緊急時等の	状の急変が生じた場合その他必要な場合に、速やかに医療機関への	□いない	省令第28条準用
対応	連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。		
	☞ 緊急時に備えて日頃からできることの例 ・ 利用者の既往症や発作の有無などを把握し、連絡方法 (医療機関・家族等) や対応方法を整理し、すぐに対応できるようにする ・ 救急車を呼んだ場合に情報提供などの対応ができるようにする ・ 携帯連絡先、連絡網を整理し、すぐに連絡がとれる体制を整える ・ 過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく ・ 救急用品を整備する、応急手当について学ぶ など		
2 7	常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための	□いる	条例第90条準用
健康管理	適切な措置を講じていますか。	□いない	省令第87条準用
	<解釈通知 第五の3(6)> 〇 利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その責任者とし、利用者の健康状況に応じて健康保持のための適切な措置を		
28		□いる	 条例第 31 条準用
支給決定	な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、	□いない	省令第29条準用
障害者に関	遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。		
する市町村 への通知	〈解釈通知 第三の3(18)、第四の3(14)〉 ※(1) - 1、2 共通 〇 市町村は、偽りその他不正な手段等によって給付費の支給を受けた者 ら、その支給相当額の全部又は一部を徴収することができることにかん の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければ	がみ、事業者	
29	(1) 一元的な管理	□いる	条例第69条第1項
管理者の 責務	管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元 的に行っていますか。	□いない	準用 省令第 66 条第 1 項 準用
	(2)指揮命令	□いる	条例第69条第2項
	管理者は、事業所の従業者にこの運営に関する規定(条例・省 令における運営に関する基準)を遵守させるため、必要な指揮命 令を行っていますか。	□いない	準用 省令第 66 条第 2 項 準用
30	(1) 勤務体制の確保	□いる	条例第71条第1項
勤務体制の		□いない	準用 (b) A ## 00 # ## 4 = T
確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、 事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。		省令第68条第1項 準用
	<解釈通知 第三の3(22)、第四の3(17)> 〇 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。	の勤務時間、	常勤・非常
	(2) 従業者によるサービス提供	□いる	条例第71条第2項
	事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供し	□いない	準用 省令第 68 条第 2 項
	ていますか。(利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務について		準用 準用
	は、この限りではない。)		
	の利用者に対するサービス提供に直接影響を提供すること	減し、適切な とができる勤烈 らか確認すると	サービスを 务体制が確
		I	J

▼ 連呂に関9	の本土	<u> </u>	₩ ₽ ₩₽₩	F-1/4	±□±hn
項目		目王点	検のポイント	点検	根拠
30 勤務体制の	(3)研修機会	の確保		□いる □いない	条例第 71 条第 3 項 準用
勤務体制の 確保等]上のために、その研修の機会を確保	∪v.,\&v,	省令第68条第3項
(続き)			研修計画を策定するとともに、研修		準用
(196C)	結果を記録す	る等、計画的な	研修の実施に努めていますか。		
	<研修(主な会	会議を含む)の[回数・内容>		
	前年度	本年度	研修等の主な内容		
	回	回			
		第三の3(22)>			
		系機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の			
	機会を計画	画的に確保する	_ 		
	(a) 事業所内	 研修け 従業者の	定例会議と兼ねて勉強会や情報交換を		
			定期的に実施してください。また、後		
			ることができるよう、記録や資料を残		
	しておいて	<722V.			
	(4)ハラスメ	ントの対策		□いる	条例第71条第4項
	適切なサービ	ス提供を確保す	る観点から、職場において行われる	□いない	準用 省令第 68 条第 4 項
	性的な言動又は	優越的な関係を	背景とした言動であって業務上必要		準用
	かつ相当な範囲	を超えたものに	より従業者の就業環境が害されるこ		
		めの方針の明確	化等の必要な措置を講じています		
	か。				
		第三の1(22)			
		が講ずべき措置	の具体的内容のうち特に留意す		
	べき点 ①職場には	おけるハラスメ	ントの内容及び職場におけるハ		
	0		ならない旨の方針の明確化、従業		
	者への原	周知•啓発			
			こ対応するために必要な体制の整		
		炎に対応する担: 者に周知)	当者及び相談窓口をあらかじめ定		
	100017	ョに同和) が講じることが	望ましい取組		
	- •		応するために必要な体制の整備		
	②被害者~	への配慮のため	の取組(メンタルヘルス不調への		
			して1人で対応させない等)		
			(マニュアル作成や研修の実施		
		里・未忠寺の仏	況に応じた取組)		
				1	

● 連宮に関す	自主点検のポイント	点検	根拠
31	(1)業務継続計画の策定	□いる	条例第35条の2
業務継続計画の策定	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの 提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務 再開を図るための計画(以下、「業務継続計画という。」)を策定し、 その業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 〈解釈通知 第三の3(23)①②〉 〇 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施は事業者に実施が求 められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行 うことも差し支えない。	□いない	第1項準用 省令第33条の2 第1項準用 (R6.3.31までは努力義務)
	 ○ 全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ○ 業務継続計画には以下の項目等を記載すること。 ①感染症に係る業務継続計画 ・平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組みの実施、備蓄等の確保等) ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ②災害に係る業務継続計画 ・平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) ・緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) ・他施設及び地域との連携 		
	(2) 研修及び訓練 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施していますか。 〈解釈通知 第三の3(23)③④〉 〇 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共 有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかか る理解の励行を行うこと。定期的(年1回以上)な教育を開催す るとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 また、研修の実施内容についても記録すること。 〇 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や 災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施すること。訓練の実施は、実施手法は問わないものの、 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する ことが適切である。 〇 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の 予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない。	□いる□いない	条例第35条の2 第2項準用 省令第33条の2 第2項準用 (R6. 3.31までは努力義務)
	(3)業務継続計画の見直し 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計 画の変更を行っていますか。	□いる □いない	条例第 35 条の 2 第 3 項準用 省令第 33 条の 2 第 3 項準用 (R6.3.31 までは努力義務)

	·		
項目	自主点検のポイント	点検	根拠
3 2	(1) 非常災害時の対策	□いる	条例第73条第1項
非常災害	消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとと	こもに、 □いない	準用 4.0.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.4.5.
対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関	への通	省令第70条第1項 準用
	報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知し	ていま	华 用
	すか。		
	<解釈通知 第四の3(19)> ①消火設備その他非常災害に際して必要な設備		
	消防法その他法令等に規定された設備		
	☞ 消防署等に確認してください。		
	②非常災害に関する具体的計画		
	消防法施行規則第3条に規定する消防計画(防火管理	者が作成する消	
	防計画又は準ずる計画)、風水害・地震等の災害に対処す		
	☞ 防災計画を作成してください。	, 0.0	
	3関係機関への通報及び連絡体制の整備		
	火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報す	る体制をとるよ	
	う従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地	域住民との連携	
	を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる	体制を作る	
	(2) 避難訓練等の実施	□いる	条例第73条第2項、
	(1) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要		第3項準用、
	を行っていますか。		省令第70条第2項、
	② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう	 連携に □いる	第3項準用
	努めていますか。	□いない	
	※ 直近の避難訓練等の実施日等		【避難訓練等】
	実施日内容参加者		消防法施行規則
	□従業者・□利田者		第3条第10項、第
	年 月 日 □ 八火・□・□応辰 □消防関係者 □ □ □消防関係者	.	11 項
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	<u>世</u>	
	□□風水害・□その他 □□が関係は□□とのた	也	
	防火管理者		
	氏名 届出日 年 月		
	<解釈通知 第四の3(19)(5)>		
	○ 選難、救出その他の訓練の実施に当たって、日頃から	++h	
	域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施		
	協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。		
	練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体	的	
	な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。		
	(3)市町村防災計画に定められた浸水想定区域や土砂災害警	戒区域 □いる	水防法・土砂災害防
	内の要配慮者利用施設となっていますか。	□いない	止法
	※ 避難確保計画を作成し、市に報告を行っていま	すか。 □いる	-
		ッ%。 □いる □いない	
	<u>届出日 年 月 日</u>	∪·′,4·C·]
		すか。 □いる	
		□いない	
		るよう、 □いる	条例第 73 条第 4 項
			木内男 /0 木界 4 垻
	他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよ	<う努 □いない	
	めていますか。		I

項目) 	点検	根拠
33	(1) 設備等の衛生管理	□いる	条例第93条第1項
衛生管理等	利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。	□いない	準用 省令第90条第1項 準用
	(2) 感染症等の発生及びまん延防止 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよ うに次の各号に掲げる措置を講じていますか。	□いる □いない	条例第93条第2項 準用 省令第90条第2項 準用
	〈解釈通知 第四の3(20)①〉 ○ 感染症又は食中毒が発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと ○ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること ○ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。		(R6.3.31 までは 努力義務)
	ー 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図ること。この場合において、委員会はテ	□いる □いない	
	レビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。 〈解釈通知 第四の3(20)②〉 ○ 感染対策委員会は幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(感染対策担当者)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ○ 感染対策担当者は看護師であることが望ましい。	感染対策委員会未設置の場 ⇒□現在検討中 □法人単位で設置予 □事業所単位で設置予 □未定 □未検討	
	二 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。 〈解釈通知 第四の3(20)②〉 〇 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常の支援にかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。	□いる □いない	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
3 3	三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の	□いる	
衛生管理等 (続き)	ための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	□いない	
	〈解釈通知 第四の3(20)②〉 ○ 従業者に対する研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 ○ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		
	(3) 従業者の健康診断 常時使用する従業者に対し、健康診断を実施していますか。 □ 雇用時 □ 定期健康診断(実施時期:)	□いる □いない	労働安全衛生法 第66条第1項 労総安全衛生規則第 43条、第44条第1 項
	〈労働安全衛生規則〉 ○ 常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、 医師こよる健康診断を行わなければならない。(第43条) ○ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、医師こよる健康診断を行わなければならない。(第44条第1項)		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
3 4	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関	□いる	条例第94条準用
協力医療	を定めていますか。	□いない	省令第91条準用
機関	<解釈通知 第五の3(10)> 〇 事業所から近距離にあることが望ましい。		
	<協力医療機関>		
	①名 称		
	②所在地		
	③協定書の有無 有 ・ 無		
	④協定年月日 年 月 日 ~ 年 月 ①自動更新規定: 有 · 無)	日	
	⑤診療科目		
3 掲	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。または、上記の内容を記載した書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。 ② 利用者の特性や壁面のスペースがないなど、掲示が難しければ、利用者又は家族等がみやすい場所(入口に近い場所か相談室等)に「閲覧用ファイル」と表示して運営規程・重要事項説明書・パンフレット等を備え付け、利用者の閲覧に供してください。 《掲示状況についてあてはまるものにチェックをつけてください。> ② 運営規程の概要	□いる□いない	条例第 95 条準用省令第 92 条準用
36 秘密保持等 (個人情報 提供の同意)	他の指定事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 〈解釈通知 第三の3(27)③〉 〇 従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により同意を得る必要があることを規定したもの 〇 この同意は、サービス提供開始時に利用者等から包括的な同意を得ておくことで足りるもの	□いる □いない	条例第 38 条第 3 項 準用 省令第 36 条第 3 項 準用
	☞ 個人情報保護方針等の説明にとどまらず、「個人情報提供同意書」 等により書面で同意を得てください。 また、ホームページへの写真掲載等は、個別の同意が必要です。		

項目	点検のポイント	点検	根拠
37 情報の提供 等	(1)情報の提供 サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。	□いる □いない	条例第 39 条第 1 項 準用 省令第 37 条第 1 項 準用
	(2) 虚偽又は誇大広告 事業者について広告をする場合において、その内容が虚偽のも の又は誇大なものとなってはいませんか。	□いない □いる	条例第39条第2項 準用 省令第37条第2項 準用
38 利益供与等 の禁止	(1) 利益供与の禁止 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他 の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者 又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品 その他の財産上の利益を供与してはいませんか。	□いない □いる	条例第 40 条第 1 項 準用 省令第 38 条第 1 項 準用
	(2) 利益収受の禁止 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは 他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利 用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財 産上の利益を収受してはいませんか。	□いない □いる	条例第 40 条第 2 項 準用 省令第 38 条第 2 項 準用
39 苦情解決	(1) 苦情解決のための措置 提供したサービスに関する、利用者又はその家族からの苦情に 迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する 等の必要な措置を講じていますか。 苦情受付担当者 苦情解決責任者 第三者委員	□いる □いない	条例第 41 条第 1 項 準用 省令第 39 条第 1 項 準用
	《参照》 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の(平成12年6月7日付け障第452号ほか、厚生省通知) 1 事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。(苦情解決責任者)施設長・理事長・管理者等 (苦情受付担当者) 2 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮し「第三者委員」を設置する。 『 指針では、第三者委員は苦情解決を円滑・円満に図ることができる者会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など)であり、複数なお、明文の制限はありませんが、親族は避けてください。 『 重要事項説明書には、苦情等相談窓口として事業所の窓口(苦情受付三者委員)のほか、事業所以外の窓口として、次の内容を記載してくた①市町村の窓口 利用者が支給決定を受けた市町村の障害福祉・②滋賀県運営適正化委員会の窓口	職員のうち通 した適切な対応 「 「等(例:監事 」が望ましいと け担当者、苦情 ごさい。	通当な者 を図るために 「又は監査役、社 されています。 情解決責任者、第

▼ 理宮I~関9 項目	点検のポイント	点検	根拠
39 苦情解決 (続き)	(2) 苦情受付の記録 苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録していますか。	□いる □いない	条例第 41 条第 2 項 準用 省令第 39 条第 2 項 準用
	〈解釈通知 第三の3(29)②〉 ○ 苦情に対し、事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたもの ○ 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきもの ☞ 苦情の受付日、苦情のポイントや対応案、対応結果を記載できる様式を定めてください。		
	(3) 市町村が行う調査等への協力、改善 提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町 村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命 令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書 類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦 情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指 導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改 善を行っていますか。	□いる□いない	条例第 41 条第 3 項 準用 省令第 39 条第 3 項 準用
	(4) 県知事が行う調査等への協力、改善 提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により県知 事が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の 物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、 及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に 協力するとともに、県知事から指導又は助言を受けた場合は、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない	条例第 41 条第 4 項 準用 省令第 39 条第 4 項 準用
	(5) 県知事又は市町村長が行う調査等への協力、改善 提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により県知 事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出 若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設 備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又は その家族からの苦情に関して県知事又は市町村が行う調査に協力 するとともに、県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場 合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない	条例第 41 条第 5 項 準用 省令第 39 条第 5 項 準用
	(6) 改善内容の報告 県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、上記 (3) から(5) までの改善の内容を県知事、市町村又は市町村 長に報告していますか。	□いる □いない	条例第 41 条第 6 項 準用 省令第 39 条第 6 項 準用
	(7) 運営適正化委員会が行う調査等への協力 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していま すか。	□いる □いない	条例第 41 条第 7 項 準用 省令第 39 条第 7 項 準用

項目	点検のポイント		点検	根拠
4 0	(1)事故発生時の措置		□いる	条例第 42 条準用
事故発生時	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に	- •	□いない	省令第40条第1項
の対応	県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要	要な		準用
	措置を講じていますか。			
	<解釈通知 第三の3(30)>			
	O 利用者が安心してサービスの提供を受けられる			
	よう、事業者はサービス提供により事故が発生し	 参照≫		
	た場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡 ***********************************	福祉サ-	ービスにおける危	5機管理(リスクマネジ
	○ このほか、以下の占に 図音すること			対針」抜粋(平成14
	・ サービスの提供により事故が発生した場合の ⁺ 検		部で一口人にお 享生労働省)	ける危機管理に関する
				វ 方策に関する指針
		福祉サ- 対応	ービスの特性を路	皆まえた視点と具体的
	を設置することや救命講習等を受講することが	· ¬ ≥ -	ュニケーションの)重要性
	望ましいこと		翟決への取組み クマネジメント(の視点を入れた業務の
	・事故が生じた際にはその原因を究明し、再発	見直	しと取り組みの	重要性
	4-4- [+=+			ット事例の収集と分析
	クマネジメント)に関する取り組み指針」が示 O	利用者名	本人やご家族の気	詩ちを考え、相手の立
	されているので、参考にされたい。	に立った	こ発想が基本	
	(1)			7 15 15 40 57 14 FT
	(2)事故の記録	·-	口いる	条例第 42 条準用 省令第 40 条第 2 項
	上記(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置につい 記録していますか。	١, ٢,	□いない	準用
	ILLUM CO			
	次のうち作成しているものにチェックをしてください。			
	□ 事故報告書			
	□ ヒヤリ・ハット事例			
	□ 事故対応(危機管理)マニュアル			
	(3) 損害賠償		□いる	条例第 42 条準用
	利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発	生し	□いない	省令第40条第3項
	た場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。			準用
	<解釈通知 第三の3(30)>			
	O サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合	ì		
	は、損害賠償を速やかに行わなければならない 〇 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害	.		
	日本の一般では、日本のではは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のではは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日	Ī		
	Machinest -357 to 100 (= 210 ± 0.00 = 2			
	損害賠償保険の加入		□いる	
	賠償すべき事態において賠償を行うための損害賠償保険	に加	□いない	
	入していますか。			
	<保険の概要を記入してください>			
	賠償保険名			
	主な補償内容			
	加入期間			
	【 <参考> 過去の保険適用の事例の有無 (□有 ・ □	無)		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
4 1	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を		条例第42条の2準用
虐待の防止	講じていますか。		省令第40条の2準用
	ー 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催		
	するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図って	□いない	
	いますか。(委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことが		
	できる。)		
	 〈解釈通知 第三の3(31)〉 ○虚待防止委員会の役割 ・虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善の作成) ・虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)・虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検討 ○虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとと 置 を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその第三者等も加えることが望ましい。なお、事業所単位でなく、法人単位での委開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が刻が、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職ことも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差 ○虐待防止委員会の具体的対応 ア 虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事案について報告すイ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様こと。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式は告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ・ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ○虐待防止のための指針に定める項目 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の関覧に関する基本方針 	をの上、再発防止もに、専任の虐待の家族、専門的で員会設置も可。所動していれば最好が担互に関いし支えない。まるための様式では、に従い、虐待に従い、虐待には、にない。	策を検討、実行) 特防止担当者(必 は知見のある外部 虐待防止委員会の 氏人数は問わない 少なくとも1年に 系が深いと認める を整備すること。 こついて報告する まとめ、当該事例
	キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針		
	二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 〈解釈通知 第三の3(31)> 〇指針を作成した事業所においては指針に基づき虐待防止の徹底を図るものとする。 〇事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。	□いる □いない	
	三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 虐待防止担当者職名・氏名 〈解釈通知 第三の3(31)〉 〇虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。	□いる □いない	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
42 身体拘束等の禁止	(1) 身体拘束等の禁止 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又 は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていま せんか。	□いない □いる	条例第37条の2 第1項準用 省令第35条の2 第1項準用
	(2) 身体拘束等の記録 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。 『 やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。 《参照》 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 (H30.6 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進課) (1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件 ① 切迫性 ② 非代替性 ③ 一時性 (2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き ① 組織による決定と個別支援計画への記載 ② 本人・家族への十分な説明 ③ 必要な事項の記録 ④ 身体拘束廃止未実施減算の創設	□いる□いない	条例第37条の2 第2項準用 省令第35条の2 第2項準用
	(3) 身体拘束等の適正化 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を取っています か。		条例第37条の2 第3項準用 省令第35条の2 第3項準用
	 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体拘束適正化検討委員会)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。(委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。) 〈解釈通知 第三の3(26)②〉 ○ 委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましい。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能。なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 ○ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応ア身体拘束第について報告するための様式を整備すること。イ従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。ウ身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。オ報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。カ適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。 		

項目	9 の 歴年 自主点検のポイント	点検	根拠
4 2	二 身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	□いる	INIX
身体拘束等の禁止(続き)	 〈解釈通知 第三の3(26)③〉 ○ 身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方イ身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針エ事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針オ身体拘束等発生時の対応に関する基本方針カ利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キその他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 	□いない	
	三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に 実施していますか。	□いる □いない	
	〈解釈通知 第三の3(26)④〉 ○ 身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年一回以上)するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 ※(2)、(3) 一、二、三のいずれかの取組みが実施できていない場合、令和5年4月1日以降、事実発生日の翌月から身体拘		
	東廃止未実施減算を適用する必要があります。詳細は「身体拘束廃止未実施減算を適用する必要があります。詳細は「身体拘束廃止未実施減算」の項目を参照してください。		
4 3	 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連	□いる	条例第 77 条準用
地域との 連携等	#来の連出に当たりでは、地域民民民はでの日光的な活動寺との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 〈解釈通知 第四の3(22)> 〇 事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこと。	□いない	省令第74条準用
4 4 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の	□いる □いない	条例第 43 条準用 省令第 41 条準用
区川公区川	事業の会計と区分していますか。 <解釈通知 第三の3(32)> 〇 当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこと		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
45 記録の整備	(1) 記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 塚 従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録は文書により整備しておいてください。	□いる □いない	条例第44条第1項 準用 省令第42条第1項 準用
	(2) 記録の保存 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存していますか。 〈解釈通知 第三の3(33)> 〇 少なくとも次の掲げる記録については、サービス提供をした日から少なくとも5年以上保存しておかなければならないこととしたもの。 ①サービスに関する記録 ア サービスの提供に係る記録(省令第19条) イ 個別支援計画(省令第26条) ウ 身体拘束等の記録(省令第35条) エ 苦情の内容等に係る記録(省令第39条) オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(省令第40条第2項) ②市町村への通知に係る記録(省令第29条)	□いる□いない	条例第44条第2項準用省令第42条第2項準用
46 変更の届出 等	(1) 指定事項の変更 指定に係る事項に変更があったとき、10日以内にその旨 を市長に届け出ていますか。	□いる □いない	法第 46 条
	 <雇出先> 大津市障害福祉課 <変更に係る指定事項> 事業所の名称及び所在地 申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者氏名・住所 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) 事業所の平面図 事業所の管理者・サービス提供責任者の氏名、経歴、住所 運営規程 協力医療機関の名称・診療科名及び契約の内容に関する事項 事業を再開したとき 		
	第 指定申請書や各種届出の副本については、紛失又は散逸しないよう、整理し、保管しておいてください。 (2) 事業の廃止又は休止 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。	□いる □いない □該当なし	

◆ 業務管理体制の整備

項目		自主点検の	ポイント		点検	根拠
4 7	(1)業務管理体	制の届出			□いる	法第51条の2
業務管理 体制の整備	ての事業所等が大出する以外の事業にある事業者)に	、津市に所在する事 (者)又は厚生労働 ・法令遵守責任者等	務管理体制を整備し、 『業者)、県(市、厚生 別省(事業所等が2都 『景、業務管理体制の届	労働省に届 道府県以上 出をしてい	□いない	
	ますか。	届出年月日:	<u>年月</u>	<u> </u>		
	法令遵守責任者		-w.d td /			
	届出先:し 大津市	ī・ 滋賀県 ・ 厚	見労省 • その他()]		
	事業所等の数	20 未満	20~99	100 以	上	
	**	法令遵守責任 者の選任	法令遵守責任者の 選任	法令遵守責 選任		
	業務管理 体制の内容 		法令遵守規程の整 備 	法令遵守規 備 業務執行状		
				查方法		
		法令遵守責任 者の氏名	法令遵守責任者の 氏名 法令遵守規程の概	法令遵守責 氏名 法令遵守規		
	届出事項		法市選寸規程の概 要	│ 法市選寸規 │ 要	焼の城	
				業務執行状 査方法	況の監	
	・ 関係法令 ・ 法令守守 ・ セス等務を執いにはない。 ・ 本来をでするない。 ・ 本来をでするない。 ・ 本のにはない。 ・ 本でにはない。 ・ は、 ・ は 、 は 、 ・ は 、 は 、 は 。 ・ は 。 ・ は 。 ・ は 。 は 。 は 。 は 。 は 。 は 。 は 。 は 。 は 。 は	に精通した法務担当的規程 別程 のための組織、体制。 載したマニュアル) 状況の監査・外部監査のいる る監査を行ってが望ま に努めてください。 の数によって届出等のの数によって届出等所で複数指定を受けてで複数指にを受けている 合支援法し、 は、十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	等の数を合算します。 いる場合はそれぞれを数	意事項や標準 監査役等が法とすることが 事業所の点検 なえます。	令に基づく法 できます。 結果の報告を □いる □いない	
	※ 具体的な取り ついては内容を記. □ア 報酬の請求等 □イ 法令違反行為 い、必要な措置を □ウ 利用者からの村 (こついて、内容を記)具体的な取組を行 組みを行っている場 入してください。 のチェックを実施 の疑いのある内部通報・取っている。 調談・苦情等に法令違り 調査し、関係する部門にこいての研修を実施 を整備している。	合は、次のア〜力をチュ は、事故があった場合速やか 支行為に関する情報が含ま と情報共有を図っている。	に調査を行	□いる □いない	
			いないまっていま ⁻	すか。	□いない	

≪参照≫

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当 障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号) (注)令和 3 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 87 号改正現在 別表「介護給付費等単位数表」

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
4 8 基本事項	(1)費用の算定 サービスに要する費用の額は、告示別表平「介護給付費等単位 数表」により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位 の単価を乗じて得た額を算定していますか。	□いる □いない	告示一
	(2)金額換算の際の端数処理 (1)の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。	□いる □いない	告示二
	 〈留意事項通知 第二の2(7)⑤〉 短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を含むものとする。ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、共生型短期人所事業所、指定短期入所事業所、持定短期入所事業所等が、共生型短期人所事業所、指定短期入所事業所等がであって相互に職員の業務や設備の共用等が行われているもの(以下「隣接事業所等」という。)の間で、利用者が一の隣接事業所等)という。)の間で、利用者が一の隣接事業所等がら退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合については、入所入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所サービス費は算定しない。 〈留意事項通知 第二の1(5)〉 ・ 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規別観又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の必数を当該前年度の関所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。②新設、増改築等の場合の利用者数について (一)新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の99%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合には、適かの場所の関所の関が下段とする。 (二)定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数とする。 (三)なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、市長が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。 		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
49 共生型短期 入所サービ ス費	(1) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(I) 区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所(基準第125条の2に規定する共生型短期入所。以下同じ。)の事業を行う事業所(以下「共生型短期入所事業所」という。)において共生型短期入所を行った場合に算定。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第7の1の注13
	(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(II) 区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者が、生活介護等 又は指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所においてサービス提供を行った場合に算定。	□いる □いない □該当なし	
	(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I) 区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者で、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者を支援するために、共生型短期入所事業所に看護職員を常勤で1以上配置する場合は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定可能とするが、該当する利用者がいない日については共生型短期入所サービス費を算定する。	□いる □いない □該当なし	
	(4) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅱ) 区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者で、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対して、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に算定。	□いる □いない □該当なし	
	 <留意事項通知 第二の2(7)④> ○ 共生型短期入所事業所が共生型短期入所を提供した場合には共生型短期入所サービス費を算定する。 ○ 区分1以上に該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者を支援するために、共生型短期入所事業所に看護職員を常勤で1以上配置する場合は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定する。なお、この場合においてスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定可能とするが、該当する利用者がいない日については共生型短期入所サービス費を算定する。 		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
50	利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若	□いる	告示別表
サービス種	しくは障害児入所支援を受けている間に、短期入所サービス費を算定	□いない	第7の1の注17
類相互の関	していませんか。	□該当なし	
係	<留意事項通知 第二の1(2)>		
	障害福祉サービス種類相互の算定関係について		
	介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サー		
	ビスに係る報酬を算定できないものであること。		
	< 留意事項通知 第二の2(7)⑥ >		
	短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費等の算		
	定関係について		
	○ 共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)又は共生型短期入所(福		
	祉型強化)サービス費 (I)については、1日当たりの支援に必要な		
	費用を包括的に評価していることから、共生型短期入所(福祉型)サ		
	ービス費(I)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)		
	を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算		
	定できない。		
	○ 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)又は共生型短期入所(福		
	社型強化)サービス費(Ⅳ)については、同一日に他の日中活動サー		
	ビスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供		
	する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一		
	敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせ		
	も認められるものであること。		
5 1	共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、基準	□いる	告示別表
3 福祉専門職	第125条の2第2号又は第125条の3第2号の規定により置くべき従業者	□いない	第7の1の注15
員配置等加	のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師で	□談当なし	0 4
算	ある従業者の割合が次の(1)又は(2)に掲げる割合以上であるものと		
,	して市長に届け出た共生型短期入所事業所において、共生型短期入所		
	を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位		
	数を所定単位数に加算していますか。		
	(1) 100分の35 15単位		
	(2) 100分の25 10単位		
	<留意事項通知 第二の2(7)®>		
	指定基準の規定により配置することとされている従業者として常勤		
	で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神		
	保健福祉士又は公認心理師である従業者が一定の割合以上であり、地域		
	に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た場合に、社会福		
	祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の割合に応じて算定		
	できることとする。		
	なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交		
	流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加で		
	きるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動		
	(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民		
	が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、		
	地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。 		
1			

項目	自主点検のポイント	点検	根拠	
52地域拠点である場合の加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所(以下「指定短期入所事業所等」という。)において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所(以下「指定短期入所等」という。)を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の1(7)⑨〉 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市長に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合、指定短期入所等の利用開始日について、1日につき定める単位数に、さらに100単位を加算するものとする。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第7の1の注15 の5	
53 減算が行わ れる場合	(1) 定員超過減算 短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の 員数が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、100分の70を所 定単位数に乗じて得た数を算定していますか。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第7の1の注16	
	【厚生労働大臣が定める基準及び割合】 《参照》(平成 18 年厚生労働省告示第 550 号三 イ) ④ 共生型短期入所事業所の場合 (一) 過去3箇月の利用者の数の平均値が、運営規程に定められている利用定員の数に 100分の 105 を乗じて得た数を超える場合 (二) 次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 利用定員が 50 人以下の共生型短期入所事業所 1 日の利用者の数が、利用定員の数に 100分の 110 を乗じて得た数を超える場合 イ 利用定員が 51 人以上の指定短期入所事業所 1 日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から 50 を控除した数に 100分の 5 を乗じて得た数に 5 を加えた数を加えて得た数を超える場合			
	(2) 身体拘束廃止未実施減算 準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算していますか。 〈留意事項通知第二の1(12)〉 ○ 複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき5単位を所定単位数から減算する。 ○ 次の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。 (一)身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。 (二)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、1年に1回以上開催していない場合。 (三)身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。 (四)身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第7の1の注15 の3	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
53 減算が行わ れる場合 (続き)	<令和3年度報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問18、19> ○ 身体拘束適正化委員会の開催及び研修の実施について、「年に1回」とは、直近1年で考える。 ○ 実地指導等において不適切な取扱いが判明した場合の減算適用は、運営基準を満たしていない状況が確認された時点から翌月となる。		
5 4 短期利用加 算	指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日に30単位を加算していますか。 Q&A H30.3.30問55 複数の事業所で短期利用加算を算定している場合、その期間は通算されない。(それぞれの事業所ごとに、1人の利用者につき1年に30日を限度として算定可能)。 Q&A H30.3.30問56 短期利用加算における「1年」は、最初に短期利用を開始した日から起算して1年とする。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第7の2の注
55 常勤看護職 員等配置加 算	看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算していますか。ただし、定員超過減算に該当する場合は算定しない。 イ 利用定員が6人以下 10単位 10単位 10単位 10単位 10単位 10単位 10単位 10単位	□いる □いない □該当なし	告示別表 第7の2の2注
56 医療的ケア 対応支援加 算	福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(7)⑫〉 福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対して指定短期入所等を提供する場合に算定可能とする。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第7の2の3の注

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
5 7	福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化)	□いる	告示別表
重度障害	サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若	□いない	第7の2の4の
児・障害者	しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指	□該当なし	注
対応支援加	定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数		
算	以上である場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。		
	<留意事項通知 第二の2(7)③> 福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化) サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5 若しくは区分6又は障害児支援区分3の利用者の数が、当該指定短 期入所事業所等の利用者数に100分の50以上である場合に算定 可能とする。		
	Q&A H30.3.30 問 12 介護保険の指定短期入所生活介護事業所において、共生型短期入所を行う場合、重度 障害児・障害者対応支援加算の算定要件である共生型短期入所事業所の利用者の数の 1 00分の50とは、共生型短期入所(障害者)と指定短期入所生活介護(要介護者)の 利用者の数の合計数に対しての割合である。その際、要介護者については障害支援区分 5とみなすこと。		
	Q&A H30.5.23 問9 当該指定短期入所事業所等の「利用者数」とは、その日の当該指定短期入所事業所等の 利用者全員の数を指す。		
5 8	指定短期入所事業所等において、重度障害者等包括支援サービス費	□いる	告示別表
重度障害者	の算定対象となる者の支援の度合に相当する心身の状態にある者に	□いない	第7の3の注1
支援加算	対して指定短期入所等を行った場合に、1 日につき 50 単位を加算して	□該当なし	
	いますか。		
	ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特		
	定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。		
	重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等にお	□いる	告示別表
	いて、別に厚生労働大臣が定める者が、重度障害者等包括支援サービ	□いない	第7の3の注2
	ス費の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満た	□該当なし	
	している利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日に		
	つき所定単位数に10単位を加算する。		
	<留意事項通知 第二の2(7)値>		
	重度障害者支援加算については、強度行動障害を有する者に対して、 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者若しくは重度訪問介		
	護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」		
	という。) 又は行動援護従業者養成研修修了者が支援を行った日は、さらに 10 単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
59 利用者負担 上限額管理 加算	指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(7)®> 〇 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第7の7
60 医療連携体制加算	医療機関等との連携等により、利用者に対して看護等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 □ 医療連携体制加算(I) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用用者を限度として加算。(ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費者となる利用者、又は指定生活介護等若しくは指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において、指定短期入所等を行う場合の利用者(以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。)については算定しない。) □ 医療連携体制加算(II) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として加算。(ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない。) □ 医療連携体制加算(III) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として加算。(ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。)	□いる□いない□該当なし	告示別表 第7の5

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 医体制 (続き)	□ 医療連携体制加算 (IV) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ加算(ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はイからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。)		
	□ 医療連携体制加算 (V) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ加算。(ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はハを算定している利用者については、算定しない。)		
	□ 医療連携体制加算 (VI) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ加算。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はハ若しくは木を算定している利用者については、算定しない。		
	【厚生労働大臣が定める者】 ≪参照≫(平成 18 年厚生労働省告示第 556 号・5の7) スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者		
	□ 医療連携体制加算(VII) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し加算。ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。		
	□ 医療連携体制加算(VIII) 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に加算。ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費の対象となる利用者又は医療連携体制加算(I)から、(VI)のいずれかを算定している利用者については、算定しない。		

▼ 月暖和り	費の算定及び取扱い	T	
項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 医療連携体制 (続き)	 〈留意事項通知 第二の2(7)億> ○ 医療連携体制加算(I)から(Ⅲ)については、医療機関との連携によ看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対った場合に評価を行うもの。 ○ あらかじめ当該加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結供又は認定特定行為業務従業者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要などと。なお、当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指と。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共ことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えるの遺域供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的なに記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提付の事業所の配置基準を遵守した上で医師の指示を受けてサービスの看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品のとおり。 ○ 医療連携体制加算(I)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で8人を限度な事務を関係を表するのとおり。 ○ 医療連携体制加算(IV)及び(V)を算定する利用者全体で8人を限度のとおり。 ○ 医療連携体制加算(IV)のは(IV)を算定する利用者全体で8人を限度に算定(IV)のは(IV)を算定する利用者を合算して3人を限度とすることが可能が関(IV)に該当する利用者に対する看護は認められないこと。 ○ 医療連携体制加算(IV)から(IV)における看護の提供時間は、看護期間として取り扱うものであり、また、この訪問時間は連続した時間である問時間を合算したものであること。 	し喀、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	系 を は 引 すもと が 数 は ままままままままままままままままままままままままままままままままま
	□ 医療連携体制加算 (IX) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、サービスを行った場合に加算。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 《参照》 (平成 18 年厚生労働省告示第 551 号・16 □) ○ 事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を 1 名以上確保していること。 ○ 看護師により 24 時間連絡できる体制を確保していること。 ○ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 <留意事項通知 第二の3(8)② 一部準用> ○ 障害者が可能な限り継続して事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するもの。 ・ 准看護師ではこの加算は認められない。 ・ 同一法人の他施設の看護師を併任して配置することも可能。 ・ 利用者に対する日常的な健康管理や、医療機関(主治医)との連絡・調整等の業務に必要な勤務体制を確保すること。 ○ 算定要件である「重度化した場合おける対応に係る指針」に盛り込むべき項目:例えば①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助における家賃や食材料費の取扱いなど。		

項目	買の昇定及い取扱い 自主点検のポイント	点検	根拠
61	管理栄養士又は栄養士を配置し一定の条件に該当するものとして		告示別表
栄養士配置	市長に届け出た事業所において、1日につき所定単位数を加算してい	□いない	第7の6
加算	ますか。	□該当なし	
75H-9T-			
	□		
	次のいずれにも適合するもの ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。 ※ただし、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。		
	□栄養士配置加算(Ⅱ)		
	次のいずれにも適合するもの ① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること ② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。 ※ただし、栄養士配置加算(I)又は医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。		
	 <留意事項通知 第二の2(7)①> ○ 栄養士配置加算(I)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は 栄養士が、指定短期入所事業所に配置されていること(労働者派遣 事業により派遣された派遣労働者を含む。)が必要であること。 ○ なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあっては、本体施設である障害者支援施設等において、栄養士配置減算が算定されていない場合には栄養士配置加算(I)、常勤栄養士未配置減算が算定されている場合には、栄養士配置加算(II)を算定することが可能。 		
6 2	 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等に従事する調理員によ	□いる	告示別表
食事提供体制加算	る食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること 等当該指定短期入所事業所等の責任において食事提供のための体制 を整えているものとして市長に届け出た当該指定短期入所事業所等 において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日 までの間、1日につき所定単位数を加算していますか。	□いない□該当なし	第7の8
	<留意事項通知 第二の2(6)③> ○ 原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものにて食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託するなお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフパック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生ものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供すばならないものである。なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付がこの加算は算定できないものであることに留意すること。	ることは差し支えない。 フリーズ若しくは真空調理(真空 Dを再度加熱して提供するもの 生上適切な措置がなされている 。 するような方法は加算の対象と	
	<留意事項通知 第二の2(7)⑨> O なお、1日に複数回食事の提供をした場合(複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。)の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
6 3	(1) 緊急短期入所受入加算 (I)	□いる	告示別表
緊急短期入	福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算	□いない	第7の9
所受入加算	定している場合であって、指定短期入所事業所等が、別に厚生労働大	□該当なし	
	臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由		
	により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等		
	を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行		
	う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度とし		
	て、1日につき、所定単位数を加算していますか。		
	し、「口につご、所足半位数を加昇しているすが。		
	<留意事項通知 第二の(7)20(一)>		
	アー本加算は、緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加		
	算する。		
	イ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその 他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、か		
	つ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利		
	用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られ		
	るものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績		
	のある利用者も算定対象となるものである。 ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応な		
	エ 既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望してい		
	る者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業		
	所を紹介するなど適切な対応を行うこと。		
	オ 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とする。ただし、利用 者の介護を行う家庭等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだ		
	ことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情に		
	より、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記		
	録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。そ		
	の場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加		
6 4	指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対	口いる	告示別表
0 4 定員超過特	し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、53(1)		第7の10
		_	
例加算	の定員超過減算において規定する利用者の基準を超えて、指定短期入	□談ヨなし	
	所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単		
	位数を加算していますか。		
	<留意事項通知 第二の(7) ②)>		
	定員超過特例加算については、次のとおり取り扱うこととする。		
	(一) 緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員		
	を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につ		
	き算定可能とする。		
	(二) 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっている ことその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができ		
	ない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業		
	所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利		
	用者に限られるものではなく、既に当該事業所で定員超過特例加算		
	の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。		
	(三) 定員超過特例加算は、10日を限度として算定する。		
	(四) 定員超過特例加算を算定している場合にあっては、定員超 過速第五式士規模減算は適用したい。		
	過減算及び大規模減算は適用しない。 		
		1	<u> </u>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
6 5	(1)別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして市長	□いる	告示別表
送迎加算	に届け出た指定短期入所事業所等において、利用者に対して、その居	□いない	第7の12
	宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につ	□該当なし	
	き所定単位数を加算していますか。		
	【厚生労働大臣が定める送迎】平 24 厚告 268 二のイ		
	指定短期入所事業所又は共生型短期入所の事業		
	を行う事業所(「指定短期入所事業所等」という。)		
	が当該指定短期入所事業所等において行われる		
	指定短期入所又は共生型短期入所の利用につき、		
	利用者の送迎を行った場合であること。		
	<留意事項通知 第二の(7) ②(一)> 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支え ないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給 付する場合等は対象とならないこと。		
	(2)別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、上記所 定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。	□いる□いない□□	
	【厚生労働大臣が定める送迎】平 24 厚告 268 一のハ 指定短期入所事業所等において行われる指定短期入所等 の利用につき、指定短期入所事業所等の所在する建物と同 一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、指定短期 入所事業所等の利用者の送迎を行った場合であること。	□該当なし	
	<留意事項通知 第二の(7) ②(二)> 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所 定単位数の100分の70を算定する。		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠		
6 6	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の	□いる	告示別表		
福祉・介護	賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、	□いない	第7の14		
職員処遇	利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分	□該当なし			
改善加算	に従い、所定単位数を加算していますか。				
	【厚生労働大臣が定める基準】				
	《参照》(平成 18 年厚生労働省告示第 543 号・2)				
	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)				
	次の掲げる基準のいずれにも適合すること	ナ=# 15 一・・フ ー			
	(1) 福祉・介護職員の賃金の改善に関する計画を策定し、適切な措置	で誦しているこ			
	(2) 処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出てい	ること			
	(3) 処遇改善加算の算定額の相当する賃金改善を実施すること (4) 事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市長に	地生士 スー し			
	(4) 事業年度ことに確価・ 月護職員の処題以書に関する美韻を印表に (5) 前 12 月間において労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せら				
	(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること				
	(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること (一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めてし	1ること			
	(二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職				
	ること	461 1			
	(三) 職員の資質の向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実 (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること	施していること			
	(五) 職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の行	Ŀ組みを設けて			
	いること	プ ロフェル			
	(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知し (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改				
	改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要				
	額を全ての福祉・介護職員に周知していること ロー短地・企議職員加温改善加算(II)				
	□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適				
	合すること				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次の掲げる基準のいずれにも適合すること				
	(1) イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること				
	(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること				
	(一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定め、全 いること	職員に周知して			
	(二) 職員の資質向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施	し、職員に周知			
	していること (2) 立代 20 年 10 日本 5 宇牧 1 4 柳 男 4 美の中央 7 7 再 1 4 弗 男 4 人	ての映品に用作			
	(3) 平成 20 年 10 月から実施した処遇改善の内容及び要した費用を全 していること	(の戦長に同知			
	キャリアパス要件 I 、II 、II の全て + 職場環境等要件				
	を満たす				
	L□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)				
	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ + 職場環境等要件				
	を満たす				
	キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ + 職場環境等要件				
	を満たす				
	<u> </u>	<u> </u>			

項目	電の昇定及び取扱い 自主点検のポイント	点検	根拠
6福職改(7・祖員善続・独別)	《参照》 「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に限る基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平原年3月26日障障発0328第2号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部福祉課長) ① サービス事業者等は、加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃託善を実施しなければならない。 ② サービス事業者等は、賃金改善に係る福祉・介護職員処遇改善計画部作成し、市に届け出ること。 ア 計画書には就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類を添付すと イ キャリアパス要件、職場環境等要件について、処遇改善計画書に対すること (キャリアパス要件 I) 職員の職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備しての職員に周知していること (キャリアパス要件 II) 資質向上のための計画を策定し、研修の実施または研修の機会を設定全ての職員に周知していること (キャリアパス要件 II) 資質向上のための計画を策定し、研修の実施または研修の機会を設定をする職員に周知していること (キャリアパス要件 II) 資質向上のための計画を策定し、研修の実施または研修の機会を設定をする職員に周知していること (キャリアパス要件 II) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づ期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての職員に周知していること (職場環境等要件) 質金改善以外の処遇改善(職場環境の改善など)の取組を実施し、の職員に周知していること の職員に周知していること の職員に周知していること の職場環境・処遇の改善として、エルダーメンター制度等の導入や、CTを活用した介護職員の事務負担軽減など ○ その他として、中途採用者に特化した人事制度の確立など	成31 言	
6 8	福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施してい	□いる	告示別表
福祉·介護 職員等特定	るものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを 行った場合にあっては、所定の単位数の加算を算定していますか。	□いない □該当なし	第7の15
地 遇 改善 加	【厚生労働大臣が定める基準】 《参照》(平成 18 年厚生労働省告示第 543 号・17 の 2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合し、賃金改善に関する計画を策定し、 ていること (一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち1 人は、賃金改善に要する費用 円以上となること。又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年 ること (二) 経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平 (経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員 を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の 2 倍 (三) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員 (専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること (四) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。) 費用の見込額の平均を上回っていること (四) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。) 費用の見込額の平均を上回っていること (2) 処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること (3) 処遇改善加算の算定額の相当する賃金改善を実施すること (4) 事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を市長に報告 (5) 福祉・介護職員処遇改善加算 I ~Ⅲのいずれかを算定していること (6) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用障害福祉人材等に周知していること (7) (7) の処遇改善の内容等について、インターネットの利用等により公表	適切な措置を請 の見込額が月額8額440万円以上と めが、障害間がなお 以上となること 社人材以外の職員 込額の平均が、降 の賃金改善に要す 徐く。)の改善後 と すること の内容(賃金なき 1の見込額を全て	万な材がの言るの

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
6 9	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を	□いる	告示別表
福祉・介護	中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に	□いない	第7の16
職員等ベー	届け出た施設が、利用者に対し、サービスを行った場合は、所定の	□該当なし	
スアップ等	単位数の加算を算定していますか。		
支援加算	【厚生労働大臣が定める基準】《参照》(平成18年厚生労働省告示第543の2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込み福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込み額を上回り、が障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込み額の分の2以上の基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引き上げしてる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を請いること。 (2) 事業所において、(1) の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、市届け出ていること。 (3) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届ること。 (4) 当該事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関実績を市長に報告すること。 (5) 福祉・介護職員処遇改善加算 I ~Ⅲのいずれかを算定していること (6) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善	・ 類のでは、 取職長、善当さけ、 すいのでは、 取職長、善当さけ、 すいのである。 のは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	